

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊 共通編 【現改比較表】 2026年04月14日現在	
~2026年04月14日	2026年04月15日~

Smart Data Platformサービス利用規約 共通編	Smart Data Platformサービス利用規約 共通編
	<p>附則（令和8年4月13日 5G1サ第000400002516-02 号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、令和8年4月15日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施の際、現に改正前の規定により提供している別冊(IoT)における以下については、令和9年3月31日を以て提供を廃止します。 別紙1 IoT Connect提供条件等 2 各メニュー等の提供条件等 (1)IoT Connect Mobile Type S A 提供条件 (H)移動無線装置の販売に係るもの</p> <p>3 当社は、前項の廃止に伴い発生する損害について責任を負わないものとします。</p> <p>4 この改正規定実施前に支払又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他債務については、なお、従前のおりとしします。</p> <p>5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害補償の取扱については、なお、従前のおりとしします。</p>